

別添 2 - 2 (レセプト記載方法：入院)

[ケース 1]

生活保護受給者が入院にて自立支援医療の対象となる医療のみ受けた場合
(例) 入院 (7日間) により人工透析のみを行った場合

療養の 給付	保 険	請求点	決定点	負担 金額	円	食 事 生 活 療 養	保 険	日	請求円	決定円	標準負担額	円
				円						円	円	
		11,130		0				7	13,440		0	

患者の自己負担額は0円。全額自立支援医療費が支給される。

(注) 食事療養費等を自立支援医療で支給できるのは、生活保護受給者及び生活保護移行防止措置により食事療養費等の減免措置を受けた者に限る。

[ケース 2]

生活保護受給者が入院中、自立支援医療の対象となる医療と対象外の医療を併用して受けた場合

(例) 骨折や C 型肝炎など自立支援医療 (更生医療) の対象外の疾患により入院 (7日間) している者が入院中に人工透析を行った場合

療養の 給付	保 険	請求点	決定点	負担 金額	円	食 事 生 活 療 養	保 険	日	請求円	決定円	標準負担額	円
				円						円	円	
		11,130		0				0	0		0	
		11,368		0				7	13,440		0	

患者の自己負担額は0円。欄 (自立支援医療) と 欄 (生活保護) の合計 (11,130 + 11,368 = 22,498 点) が総医療費となる。

人工透析を行うために入院している者が、入院中に一部自立支援医療 (更生医療) の対象外の医療を受けた場合、食事療養費等はケース 1 と同様、公費 の欄に計上する。

(参考) ケース 2 において、生活保護受給者ではない場合の記載方法

(例) 自立支援医療 (更生医療) に係る請求が 11,130 点、7日間入院で食事標準負担額が 780 円の場合 (一般の健康保険加入者、「重度かつ継続」中間所得層 2 : 負担上限月額 1 万円の場合)

療養の 給付	保 険	請求点	決定点	負担 金額	円	食 事 生 活 療 養	保 険	日	請求円	決定円	標準負担額	円
				円						円	円	
		22,498						7	13,440		5,460	
		11,130		10,000				0	0		0	

患者の自己負担額は10,000円 + 5,460円 = 15,460円となる (特定疾病療養受療証あり)。

腎臓機能障害以外 (小腸機能障害など特定疾病療養受療証がない場合) は、患者の自己負担は10,000円 + 34,100円* + 5,460円 = 49,560円となる。

* (22,498 - 11,130) × 3 = 34,104円 34,100円 (自立支援医療 (更生医療) 対象外部分療養の給付部分の医療保険単独)